



困ったら 一人で悩まず 行政相談

平成 30 年 10 月 26 日
関東管区行政評価局

国立大学の授業料の口座振替に 対応できる金融機関の拡大を！

－ 4 国立大学法人に対し改善をあっせん －

総務省関東管区行政評価局では、以下の行政相談を受け、民間有識者で構成する行政苦情救済推進会議（座長 利根忠博 埼玉県法人会連合会会長）に諮り、同会議の意見を踏まえ、平成 30 年 10 月 26 日、国立大学法人茨城大学、国立大学法人宇都宮大学、国立大学法人群馬大学及び国立大学法人上越教育大学にあっせんしました。

（行政相談の要旨）

国立大学の授業料の納付方法は、口座振替が主流であるが、取扱金融機関については、ほとんどの金融機関となっているものがある一方、国立大学が指定した金融機関に限定しているものがある。納付可能な金融機関の拡大を図ってほしい。
（関東管区行政評価局受付）

（制度の概要等）

- 国立大学の授業料については、文部科学省令において、徴収方法及び徴収額について規定されているが、学生からの納付方法は各国立大学が独自に定めている。
- 関東管区行政評価局管内の 1 都 9 県に所在する 24 国立大学のうち口座振替を行うことのできる金融機関を、ゆうちょ銀行のほか、特定の金融機関等に限定している国立大学が 4 校（茨城大学、宇都宮大学、群馬大学及び上越教育大学）あった。

（4 国立大学法人（茨城大学、宇都宮大学、群馬大学及び上越教育大学）へのあっせん要旨）

ゆうちょ銀行以外に口座振替ができる金融機関を特定の金融機関等に限定している 4 国立大学法人は、口座振替ができる金融機関の拡大を図ること。



【問合せ先】

総務省 関東管区行政評価局 総務行政相談部
首席行政相談官室 田尻、青山

電話：048-600-2313

メール：knt32@soumu.go.jp

〒330-9717 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1

さいたま新都心合同庁舎 1 号館 19 階

制度の概要等

1 国立大学の授業料

国立大学の授業料は、国立大学法人法施行規則（平成 15 年文部科学省令第 57 号）第 3 条の規定において、他の法令に別段の定めがあるもののほか、国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成 16 年文部科学省令第 16 号。以下「費用省令」という。）の定めるところによるとされている。

授業料の徴収方法及び徴収額については費用省令第 5 条及び第 6 条、入学料の徴収方法については同第 7 条において、それぞれ定められているが、いずれも徴収時期及び徴収額の原則等を定めたものであり、学生からの納付方法についての定めはなく、各国立大学が独自に定めている。

2 授業料の納付方法

国立大学における授業料の納付方法をみると、その多くは、金融機関における口座振替による納付を原則としている。

※ 口座振替（注）は、入学時に学生から口座振替依頼書を提出させることにより、大学又は学生が指定する金融機関の口座から自動振替を行い、その後は、納期ごとに、自動引き落としする方法である。

（注） 株式会社ゆうちょ銀行（以下「ゆうちょ銀行」という。）の口座から自動的に引き落とし集金することは「自動払込」というが、便宜的に「口座振替」の用語を用いている。（以下同じ。）

当局の調査結果

1 関東管区行政評価局管内の 1 都 9 県における状況

関東管区行政評価局管内の 1 都 9 県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県）の 24 国立大学における授業料の納付方法を調査したところ、24 校全てにおいて授業料の口座振替が行われていた。

各国立大学別に口座振替が行われている金融機関をみると、20 校でゆうちょ銀行を含むほとんどの金融機関となっている。

しかし、茨城大学、宇都宮大学、群馬大学及び上越教育大学の 4 校では、地元金融機関がメインバンクであることなどを理由として、口座振替を行うこと

のできる金融機関を、ゆうちょ銀行のほか、特定の金融機関等に限定している。

2 (推奨事例) 山梨大学における取組状況

山梨大学では、文部科学省から、全ての国立大学法人の財務担当理事に対して発出された、授業料の納付方法が適切なものとなるように配慮するよう要請した通知である「国立大学授業料の納付方法の拡大について」(平成 25 年 10 月 30 日付け文部科学省高等教育局長通知、25 受文科高第 1608 号)を受け、ゆうちょ銀行を追加するとともに、ほとんどの金融機関からも口座振替を行うことができる措置を講じている。

行政苦情救済推進会議の意見

行政苦情救済推進会議の主な意見は次のとおりである。

- ・ どんな銀行でも口座振替を認めるべきではないか。家の近くの銀行であれば便利である。
- ・ 推奨事例を参考として、他大学でも口座振替を利用可能な金融機関を拡大すべきではないか。

【参考】行政苦情救済推進会議とは

相談事案の処理に当たり、民間有識者の意見を反映させることにより、公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民の立場に立った行政苦情救済活動を推進するために設置しているもので、大学教授、弁護士、マスコミ、経済団体関係者等の委員で構成されています。

関東管区行政評価局の行政苦情救済推進会議 構成メンバー

(座長)

利根 忠博	埼玉県法人会連合会 会長、埼玉県経営者協会 名誉会長
加村 啓二	弁護士、埼玉調停協会連合会 会長
佐藤 元子	新潟行政相談委員協議会 会長 関東行政相談委員連合協議会 理事
関 英祐	株式会社テレビ埼玉 取締役報道制作局長
外山 公美	立教大学コミュニティ福祉学部 教授
山口 洋子	特定非営利活動法人男女共同参画こしがやともろう 理事
吉田 俊一	株式会社埼玉新聞社 編集局編集管理幹・理事

(五十音順)